

報告第19号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年9月3日

つくば市長 五十嵐立青

専決処分第13号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和3年8月10日

つくば市長 五十嵐立青

損害賠償額の決定及び和解について

道路管理上の瑕疵に係る事故に関し、次のとおり損害賠償額を決定し、和解する。

1 事故発生の日時

令和3年2月24日 午後4時30分頃

2 事故発生の場所

つくば市東光台五丁目6番地先

3 相手方

(1) 住所 茨城県つくば市■■■■■■■

(2) 氏名 ■■ ■■

4 事故の概要

上記日時場所において、相手方がつくば市道3-1665号線を南から北に向かって走行中、道路の穴によりタイヤをパンクさせたもの。

5 損害賠償額 金5,635円

6 和解の概要

- (1) つくば市は、相手方に対し、金5,635円を支払う。
- (2) 相手方は、その余の請求を放棄する。
- (3) つくば市及び相手方は、本件に関し、本和解契約以外には、何らの債権債務のないことを確認する。